

障がいのある方も暮らしやすい社会へ

障害者差別解消法 4月1日施行



「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されます。障がいを理由とする差別をなくすことを推進し、障がい者と健常者が共生する社会の実現を目指します。障がい者に対し、不当な差別的扱いをせず、合理的な配慮をすることが必要です。

障がい福祉課
☎995-1820

障害者差別解消法で 障がいのある方とない方を平等に

障害者差別解消法は、国や市などの行政機関、会社や商店などの民間事業者の障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めています。すべての方が障がいの有無で差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的です。

●この法律で定めている主な内容

- ①国や市などの行政機関、会社や商店などの民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止すること
- ②差別を解消するための取り組みについての政府全体の方針を示す基本方針を作成すること
- ③行政機関ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別に対する対応要領や指針の作成を検討すること

障がいのある方への差別をなくすために

国や市、会社や商店などが、障がいを理由に正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをなくすため「不当な差別的扱い」を禁止します。「合理的配慮をしないこと」も差別となります。障がい者に対して合理的な配慮をしなければなりません。

障がいのある方から配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になりすぎない範囲で合理的な配慮をすることが求められます。それぞれの障がいに合った、必要な工夫・やり方で対応が必要です。

※知的障がいなどで本人自ら意思を表明することが困難な場合は、家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができます。



×不当な差別的扱い

例えば、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすを利用しているため飲食店に入れないことなどです。障がいのない方と違う扱いは「不当な差別的扱い」と考えられます。ほかに方法がない場合などは、不当な差別的扱いにならないこともあります。

×合理的配慮をしないこと

例えば、聴覚障がいのある方に声だけで話すこと、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読みあげないこと、知的障がいのある方に分かりやすく説明しないことなどです。障がいのない方には情報を伝えるのに、障がいのある方には伝えないこととなります。

	行政機関など	会社・商店など
不当な差別的扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力が必要

Q & A

Q 合理的な配慮の具体的な例を教えてください。

A 状況によって異なります。例えば、車いすを利用している方が乗り物に乗るときの手助けすることや、耳が聞こえない方には筆談、目が見えない方には読み上げなど障がいの特性に応じた手段で対応することが合理的な配慮といえます。



Q 近所の方から差別的なことを言われました。その方は罰を受けないのでしょうか。

A 障害者差別解消法が禁止しているのは、行政機関や民間事業者などによる差別です。この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。